

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第33号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則（平成11年静岡県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(ソフトウェアの種類)</u></p> <p>第3条 <u>省令第29条の申請書等の各欄に掲げる事項をフレキシブルディスクに記録するために使用するソフトウェアは、知事が別に定める。</u></p> <p><u>(フレキシブルディスクにはり付ける書面の記載事項)</u></p> <p>第4条 <u>省令第32条の規定によりフレキシブルディスクにはり付ける書面には、同条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請書又は報告書の名称</u></p> <p>(2) <u>フレキシブルディスクに記録するために使用したソフトウェアの名称</u></p> <p>様式第8号 (略)</p> <p><u>フレキシブルディスクによる受胎調節 実地指導員指定申請書</u></p> <p>(略)</p> <p>別添の<u>フレキシブルディスク</u>のとおり受胎調節実地指導員の指定を受けたいので、母体保護法施行規則第9条及び第29条の規定により申請します。</p> <p>様式第9号 (略)</p> <p><u>フレキシブルディスクによる</u> <u>不妊手術</u> <u>人工妊娠中絶</u></p>	<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(電磁的記録媒体に貼り付ける書面等の記載事項)</u></p> <p>第3条 <u>省令第29条に規定する電磁的記録媒体</u> <u>(以下「電磁的記録媒体」という。)</u>又は<u>省令第30条の規定により電磁的記録媒体に貼り付ける書面には、同条各号に定めるもののほか、申請書又は報告書の名称を記載しなければならない。</u></p> <p>様式第8号 (略)</p> <p><u>電磁的記録媒体による受胎調節実地指導員指定申請書</u></p> <p>(略)</p> <p>別添の<u>電磁的記録媒体</u>のとおり受胎調節実地指導員の指定を受けたいので、母体保護法施行規則第9条及び第29条の規定により申請します。</p> <p>様式第9号 (略)</p> <p><u>電磁的記録媒体による</u> <u>不妊手術</u> <u>人工妊娠中絶</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>術</u> <u>絶</u> 実施報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">不妊 人工</p> <p>別添の<u>フレキシブルディスク</u>のとおり</p> <p>手術 妊娠中絶</p> <p>の実施について、母体保護法第25条 及び母体保護法施行規則第29条の規定により 届け出ます。</p>	<p style="text-align: center;">施報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">不妊手 人工妊娠中</p> <p>別添の<u>電磁的記録媒体</u>のとおり</p> <p>術 妊娠中絶</p> <p>の実施について、母体保護法第25条及び母 体保護法施行規則第29条の規定により届け出 ます。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第8号により提出されている申請書は、改正後の様式第8号により提出された申請書とみなす。